

○薬剤師消除申請手続について

手続概要	薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者の方は、薬剤師名簿の登録抹消手続を行ってください。 死亡し、又は失踪の宣告を受けた日の翌日から30日以内に申請する必要があります。
根拠法令	薬剤師法施行令第6条第2項、第10条
申請方法 (窓口申請)	【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内
申請方法 (電子申請)	【手続URL】 https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?NgXJBSRGAA1ep+dn5TQSylfnvqc99+pl9duH3LZLaI4A4uTHPopjTDqV9UobfXpOSmqRtm3xDIV4i70eciQwiuNXOXbQvXH3Eck4YIj98S+qH7aJXeRkGU6Lmdqyiv9L1kKtpcfH7HuP52gxvIePA== 申請書と添付書類を厚生労働省医薬局総務課試験免許係宛に郵送してください。 【手続可能な時間】 24時間365日。 但し、年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システム運用停止、休止、中断を行うことがあります。
その他	【手続対象者】 死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の戸籍法による届出義務者 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係 【添付書類】 ○死亡診断書・除籍謄本等死亡又は失踪した事実が確認できる書類(コピー可) ○薬剤師免許証(見付からない場合は、見付かり次第国に返納すること) ○死亡し、又は失踪の宣告を受けた日の翌日から30日以上経過している場合は、遅延理由書(任意様式)